

## 船舶事故調査報告書

平成28年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年10月8日 14時15分ごろ
発生場所	長崎県大村市大村港（ <small>とみのほら</small> 富ノ原地区） 長崎空港飛行場灯台から真方位013°4,600m付近 （概位 北緯32°56.9′ 東経129°55.6′）
事故の概要	砂利運搬船第三 <small>みちびき</small> 導丸は、南東進中、浅所に乗り揚げた。 第三導丸は、プロペラ翼等に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月2日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第三導丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	133071、大明海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼4枚及び右舷ビルジキールに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約37cm（大村）
事故の経過	本船の喫水は、船首約3.2m、船尾約4.5mであった。 船長は、富ノ原地区の港口を航行する際、喫水と潮高を考慮し、ぎりぎりでは航行できると思ったが、本事故後、満潮時など水深に余裕がある時期に入港すれば良かったと思った。
分析	本船は、船長が、余裕水深がない状況下に航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、余裕水深がない状況下に航行したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅水域を航行する場合は、喫水と潮高を勘案し、余裕水深を確保すること。